

はり・きゅう・マッサージ施術料金表

令和1年10月1日施行

(はり・きゅう)

	初検料	施術料	電療料	合計
鍼灸 1術	1,710	1,540		3,250
2回目以降		1,540		1,540
鍼灸 1術 + 電療	1,710	1,540	30	3,280
2回目以降		1,540	30	1,570
鍼灸 2術	1,760	1,590		3,350
2回目以降		1,590		1,590
鍼灸 2術 + 電療	1,760	1,590	30	3,380
2回目以降		1,590	30	1,620

* 電療料：電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、1回の施術につき30円加算。
(全ての機器を使っても加算額は変わりません。)

(マッサージ)

マッサージ施術	1局所につき 340円 (5局所まで)
温罨法を併施した場合	1回につき 110円加算
温罨法と併せて電気光線器具を使用した場合	1回につき 150円加算
変形徒手矯正術を行った場合	1肢につき 790円(6大関節が対象で4肢まで)

※変形徒手矯正術は毎月同意書が必要。施術報告書料は毎月申請可能。

※変形徒手矯正術・マッサージと併施の場合5局所まで(例 2肢+3局所・3肢+2局所・4肢+1局所)

往療料

往療料 (片道)	4Km まで	2,300円
	4Km超(16 kmまで)	2,700円

※往療計算は直線距離で計算、片道 16 kmを超える往療料の算定は出来ない

(16 kmを超えた場合、施術料も認められない)

※往療内訳表を必ず添付する

施術報告書 (文書料)	300円
-------------	------